

計画の作成方針

- ・国の「基本指針」、「東京都国民保護計画」、「東京都区市町村モデル計画」を基本
- ・市の特性、実効性に配慮
- ・災害対策等のしくみを最大限に活用



平素からの備え

＜体制の整備＞

武力攻撃災害や大規模テロ災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために24時間、必要な職員が迅速に参集できる体制を整備します。

＜関係機関との連携体制の整備＞

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、東京都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力する体制を整備します。

＜通信の確保＞

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備・確保に努めます。

＜情報収集・提供等の体制整備＞

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備します。

＜警報伝達の体制整備＞

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係機関への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係機関に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に周知を図ります。

＜特殊標章等の交付＞

市は、武力攻撃事態において、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交付する体制を整備します。この国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用します。

＜訓練等＞

市は、近隣市、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。

＜避難に関する準備＞

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎資料を東京都と連携して準備するとともに、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。

＜物資及び資材の備蓄、整備＞

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねます。